

甲賀市消防団（水防団）

活動マニュアル

【水防活動編】

平成 26 年 5 月制定（第 1 版）

平成 29 年 7 月改定（第 2 版）

平成 30 年 5 月改定（第 3 版）

平成 30 年 6 月改定（第 4 版）

令和 3 年 6 月改定（第 5 版）

令和 4 年 6 月改定（第 6 版）

1. 目 的

甲賀市消防団（水防団）が、市民の生命・財産を守るため風水害時における水防活動について、甲賀市地域防災計画及び水防計画をもとに市・消防署等防災関係機関及び地域と連携し、警戒体制から災害発生時における応急対策に関し、平常時から共通の認識のもとに組織が一体となって災害時の水防活動を適切に行うために定めるとともに、水防活動を実施するにあたり団員の安全を確保するために基本的事項を定めるものである。

2. 水防団体制と活動

気象状況や被害の発生状況に応じて、市から指示される警戒及び災害対策本部体制に応じて、水防団の体制を配備し、水防活動を実施する。

水防団の体制配備については、警戒第二号体制から配備することとし、分団長またはそれに代わる者は旧支所である地域市民センターへ集合し、副分団長以下の者は出動に備え自宅等で待機する。警戒体制時においては巡視により、各地域の状況を把握し警戒に当たるとともに、災害対策本部設置時においては人命を優先し、救助や被災現場の応急対応を関係機関と連携を図り行うこととする。

3. 指揮命令・活動

各方面隊長は、団長の指示により、各方面隊は方面隊長の指示により各分団が管轄する地域において水防活動を実施するものとする。

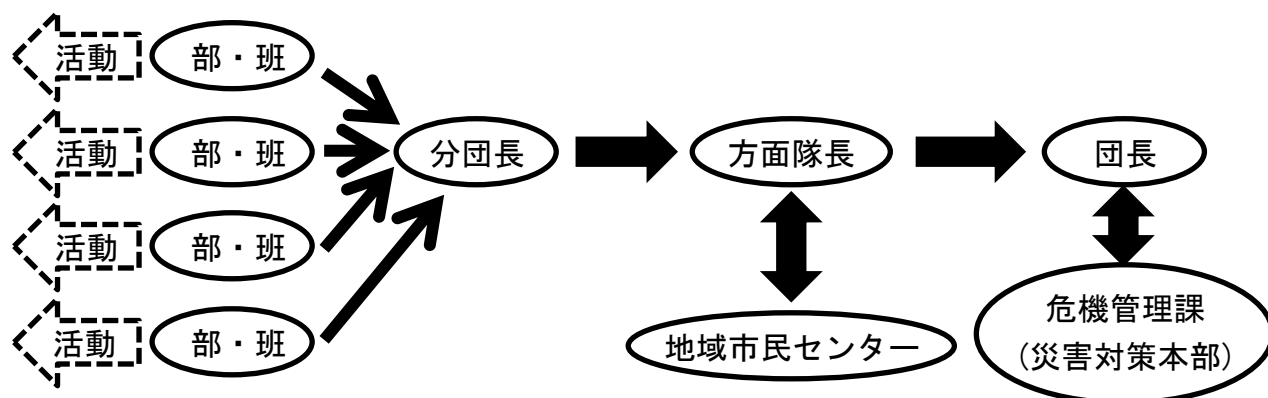
なお、各方面隊及び各分団において応援が必要な場合の方面隊間の応援は団長が、分団間の応援は各方面隊長の指示により体制を配備することとする。

警戒体制時の巡視活動については、分団単位での活動を行うものとし、分団長の指示に従い、河川や危険個所の巡視を行い、巡視活動開始及び終了、状況報告を分団長に行うものとする。

分団長は、管轄地域の状況を方面隊長に適時報告し、被害発生が予想される場合は、方面隊長の指示により活動を行うものとする。

方面隊長は、市（地域市民センター）・消防署と情報を共有し、被害発生に備えた対応を連携して行うとともに、団長へ報告を行うものとする。

災害発生時における応急対応については、団員の安全確保を第一に、市対策本部の指示にもとづき団長又は方面隊長は、関係機関と連携して対応にあたることとする。

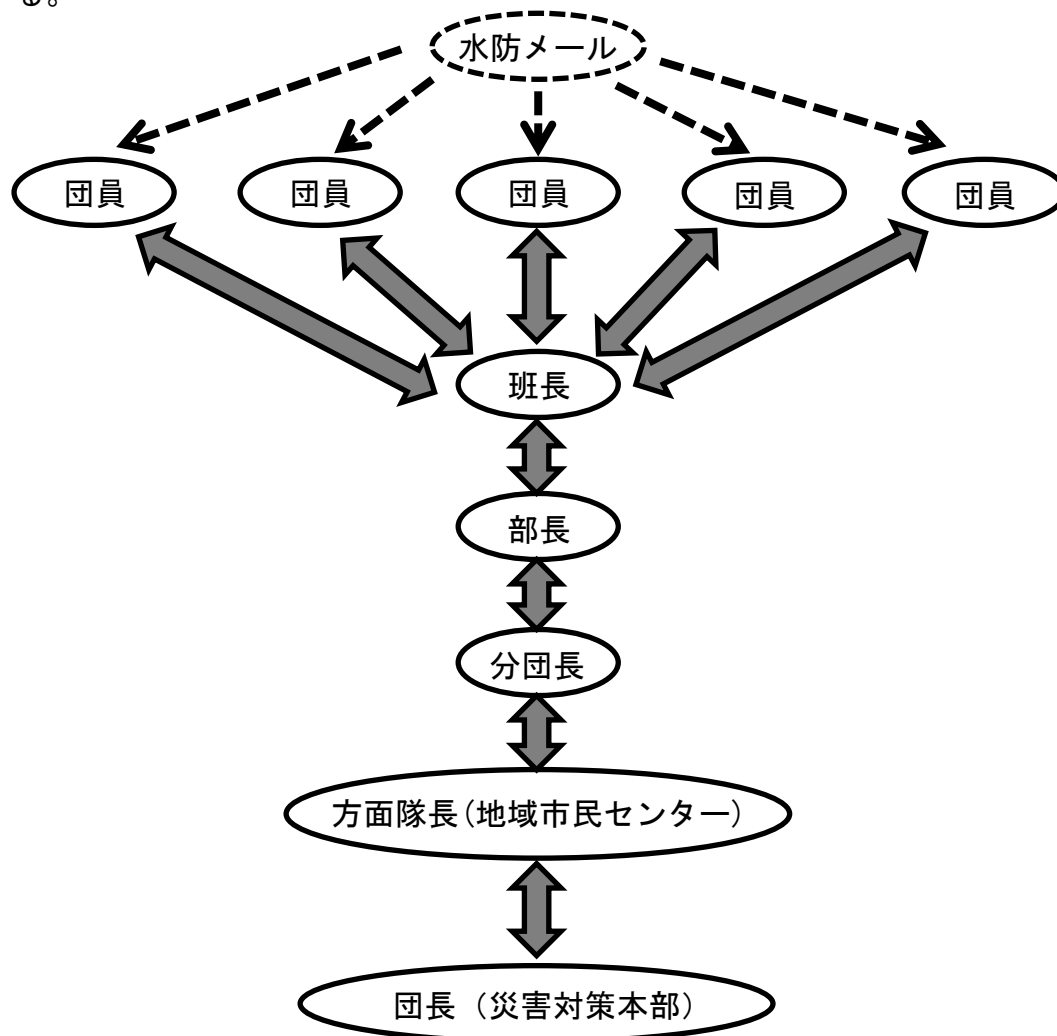


4. 参集人員の報告

水防団配備時には、各部・班の参集人員の把握を分団長が行い、方面隊長に報告するものとする。方面隊長は方面隊出動人員の報告を団長及び市へ行うものとする。（各地域市民センターを通じて市の体制として報告）

5. 情報伝達

市からの水防メールにより配備体制を行うものとし、各方面隊内においては、携帯電話、無線機等の通信媒体により、報告・情報伝達を上司に行うものとする。各方面隊から団長又は市対策本部等への報告は地域市民センターを通じて報告し、指示を仰ぐこととする。



6. 水防活動内容

市からの出動命令により、団員は水防活動を実施するものとする。

水防活動としては、巡視活動、災害防御活動、避難支援活動、応急対応活動、救助活動の5つに区分し、気象状況や降雨・浸水状況等に応じて必要な活動を行うものとする。

各活動においては、市・消防署と連携し行うこととする。

7. 参集場所

水防団の団長、副団長は甲賀市役所（危機管理課）に参集し、各正副方面隊長は地域市民センターへ、各分団は地域の地形的条件等から予め定められた場所に参集するものとする。

区 分		参集場所 (情報集約先)	区 分	参集場所	備考
団長、副団長		甲賀市役所 危機管理課			69-2103
水口方面隊	隊長 副隊長 分団長	甲賀市役所 3 階 (危機管理課) 【69-2103】	第 1 分団	各班詰所	
			第 2 分団	各班詰所	
			第 3 分団	各班詰所	
			第 4 分団	各班詰所	
			第 5 分団	各班詰所	
土山方面隊	隊長 副隊長 分団長	土山地域 市民センター 【66-1101】	第 1 分団	鮎河地域市民センター	69-0204
			第 2 分団	山内地域市民センター	68-0001
			第 3 分団	土山地域市民センター	66-1101
			第 4 分団	大野地域市民センター	67-0001
甲賀方面隊	隊長 副隊長 分団長	甲賀地域 市民センター 【88-4101】	第 1 分団	機動部 詰所	
			第 2 分団	機動部 詰所	
			第 3 分団	機動部 詰所	
			第 4 分団	機動部 詰所	
甲南方面隊	隊長 副隊長 分団長	甲南地域 市民センター 【86-8010】	第 1 分団	深川公民館	86-4001
			第 2 分団	杉谷公民館	86-5072
			第 3 分団	竜法師公民館	86-7320
			第 4 分団	柑子公民館	86-7021
			第 5 分団	甲南希望ヶ丘地域市民センター	86-0969
信楽方面隊	隊長 副隊長 分団長	信楽地域 市民センター 【82-1121】	信楽分団	各器具庫	
			雲井分団	各器具庫	
			小原分団	各器具庫	
			朝宮分団	各器具庫	
			多羅尾分団	各器具庫	
女性消防隊	隊長	最寄りの庁舎又は地域市民センター	副隊長以下	自宅待機 ※大規模災害時のみ団長の指示により出動する	

8. 水防活動内容

巡視活動

- 防災マップの浸水想定区域、土砂災害危険区域、過去の被害発生箇所等から、危険区域の巡視を行う。
- 分団ごとに管轄地域を部・班単位で定期的に巡回し、状況把握を行う。
- 巡回結果を分団長から方面隊長へ報告を行うものとする。
- 道路の破損、河川の増水、倒木、土砂流出・崩壊の有無等を確認する。
- 降雨や強風等気象状況に応じて、巡視箇所を選定する。

河川等の水位確認

Point

- ・河川や水路の増水状況を確認し、氾濫に至るか確認
- ・ゴミ等で水路が閉塞している場合は除去する

道路状況の確認

Point

- ・倒木、浸水、法面崩壊等通行支障状況を確認
- ・通行上支障のある場合は通行規制を行う

土砂災害危険区域確認

Point

- ・ひび割れ、水の噴出、濁り水等前兆現象の確認

災害防御活動

- 河川等の増水状況から氾濫や浸水の可能性がある箇所へ土嚢積を行い、浸水被害発生に備える。

水防団待機発令

Point

- ・土嚢等資機材の準備を行う

水防団出動発令

Point

- ・氾濫の可能性がある河川において土嚢積を実施
(浸水家屋防止を優先する)
- ・消防車両を使って浸水地域の水の汲み上げを行う。

避難支援活動

- 市からの避難情報に応じて住民への周知（広報）と避難誘導、支援を行う。
- 避難活動においては、該当地域の区・自治会、自主防災組織、民生委員と連携して対応を行う。

高齢者等避難発令

Point

- ・該当地域の要支援者を対象に、避難所への避難支援を行う
- ・該当地域住民への高齢者等避難情報の広報活動を行う

避難指示発令

Point

- ・該当地域の住民を対象に、避難所への避難支援を行う
- ・該当地域住民への避難指示情報の広報活動を行う

応急対応活動

- 道路被害箇所に対して、バリケード等で通行規制を行い、二次災害防止に努める。
- 地域市民センター等からの指示を受け、被災箇所の応急対応にあたる。

Point

- ★二次災害による被害防止から団員の安全確保を第一に活動を行う
- ★人命を優先し、避難活動、救助活動を優先する

救助活動

- 土砂災害や浸水被害家屋等から人の救助を行う。

Point

- ★浸水家屋からの救助はライフジャケットを着用
- ★倒壊家屋からの救助は、土木業者等と連携し対応

水防活動時における消防団員の安全管理

(1) 基本的事項

水防活動は、二次災害防止を図るため、安全管理を最優先することを原則とする。このため、水防活動時の消防団員の安全確保について、次の事項を厳守する。

① 自己の安全管理（引き返す勇気をもつ。）

次のような気象条件で、安全確保が図れない場合は、引き返すあるいは出動を見合わせる勇気を持ち、安全な場所に退避し、本部へ報告指示をうける。

ア 時間雨量 30 ミリ以上の降雨があるとき。

イ 降雨により安全確保ができないほど視界が悪いとき。

ウ 堤防の天端まで河川が増水または、波浪が押し寄せたとき。

エ 河川の濁流で護岸および路面下が急激に損壊する恐れがあるとき。

オ 道路冠水で路面および路面下の状況が確認できないとき。

② 経験則による安全を過信しない。

夜間、豪雨の中で状況が視認できない場合、これまで堤防や道路損壊は起こらなかったという経験を過信して行動しない。

③ 報告

水防活動の際には、参集、現場出動、現場活動、終了など、必ず自己の所在地及び活動状況を分団長等に報告する。報告を受けた分団長等は、安全確保を優先して必要な指示を行う。

(2) 水防活動時の遵守事項

① 参集時の団員の心得

ア 風雨が非常に激しく、参集するのに危険を感じたら決して無理をせず、ひとまず安全な場所に避難し、状況を班長等に報告して指示を仰ぐ。

イ 事前に最も安全な参集経路を定めておく。

ただし、所属器具庫または、参集経路が河川氾濫等により浸水等危険性があるときは、班長等上席者に報告し、指示を仰ぐ。

ウ 参集など、移動の前にはその都度班長等や家族に知らせる。

エ 水防時に自宅や職場から参集するときは、ヘルメット等安全装備を携行すること。

② 指揮者の明確化

分団長等の不在の場合は、参集した上席団員を指揮者とし、団員はその指揮下で規律ある行動をとる。

③ 指揮者（分団長等上席団員）の責務

- ア 常に安全管理に留意して指揮する。安全が確保出来ない場合の活動は行わない。
- イ 水防活動時には、必ず安全管理及び情報収集を行う団員を指名し、安全管理及び情報収集者として業務をおこなわせる。
- ウ 安全管理者を作業させず、全体の活動が監視できる位置で安全管理にあたらせる。
- エ 情報収集者は、無線機・携帯電話等の情報収集に専念し、新たな情報を入手したときは、指揮者に直ちに報告する。
- オ 水防活動のために出動する際は、原則として4名以上とする。単独での行動をさける。
- カ 水防活動中は、安全管理者の制止指示に必ず従わせる。
- キ 水防活動に入る前に、気象情報、活動内容、役割分担、安全確保の手段を協議して全員に周知する。
- ク 班毎に情報連絡員を指名し、連絡方法を確認させる。
- ケ 参集団員を本部に報告する。